

スタートまであと2年ちょっと

消費税インボイス

まる わかり

セミナー& 個別相談会



インボイスって
どんな声?

※声ではありません。

令和5年 10 月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(いわゆるインボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。特に免税事業者は慎重に検討する必要があります。当日は専門家がくわしく解説。今からの対策が肝心です。ぜひご参加ください。

とき

令和3年8月20日(金)

セミナー 午後2時 ~ 午後3時30分

個別相談 午後3時30分 ~ 午後4時30分

場所

始良市文化会館 加音ホール 会議室

〒899-5241 鹿児島県始良市加治木町木田 5348-185



時間	講習会のテーマ	講師
午後2時~ 午後3時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・適格請求書(インボイス)とは? ・インボイス事業所の届け出 ・免税事業者の対応 ⇒ 課税事業者へ? ・課税事業者の課題 	久保税理士事務所 所長 久保 文則
午後3時30分 ~午後4時	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談会 	久保税理士事務所 所長 久保 文則

お申込み

参加無料 先着20名

下記申込書を記入の上 8月16日(月)までにお電話・FAX・郵送にてお申し込み下さい。

始良市商工会

始良本所

TEL 0995-65-2211

FAX 0995-65-9864

加治木支所

TEL 0995-63-2295

FAX 0995-62-5644

蒲生支所

TEL 0995-52-0039

FAX 0995-52-0547

消費税インボイスまるわかりセミナー 参加申込書

事業所名				担当者名	
住所				TEL	
参加内容	・セミナー ・個別相談 ・両方とも (〇印をご記入ください)				
参加者名	①	②	③		

※お申込み頂きましたお客様情報は当セミナー開催業務にのみ使用させていただきます。

主催 鹿児島県商工会連合会・始良市商工会